

令和3年 第2回臨時会

令和3年 4月28日 開会
令和3年 4月28日 閉会

網 走 市 議 会

令和3年網走市議会第2回臨時会会議録目次

〔4月28日（水曜日）第1日〕

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員	2
開会宣告	2
本日の会議録署名議員	2
諸般の報告	2
日程第1 会期の決定	2
日程第2 議席の一部変更について	2
市長のあいさつ	2
日程第3 議案第1号～第4号及び報告第1号～第4号	3
日程第4 議案第5号	5
諸般の報告（追加）	6
議事日程第1号の追加	6
日程第5 委員会審査報告案8件（議案第1号～第4号及び報告第1号～第4号）	6
日程第6 議案第6号	7
閉会宣告	7

4月28日 (水曜日) 第1号

令和3年第2回臨時会
網走市議会会議録第1日
令和3年4月28日(水曜日)

○議事日程第1号

令和3年4月28日午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

日程第2 議席の一部変更について

日程第3 議案第1号～第4号及び報告第1号～
第4号

日程第4 議案第5号

○議事日程第1号の追加

日程第5 委員会審査報告案8件(議案第1号～
第4号及び報告第1号～第4号)

日程第6 議案第6号

○本日の会議に付した事件

その他会議 会期の決定(決定)

に付した事

件(1)

その他会議 議席の一部変更について(同)

に付した事

件(2)

議案第1号 令和3年度網走市一般会計補正予算
(原案可決)

議案第2号 令和3年度網走市国民健康保険特別
会計補正予算(同)

議案第3号 網走市国民健康保険条例の一部を改
正する条例制定について(同)

議案第4号 網走市介護保険条例の一部を改正す
る条例制定について(同)

議案第5号 網走市議会政務活動費の交付に関す
る条例の一部を改正する条例制定に
ついて(同)

議案第6号 網走市固定資産評価員の選任につい
て(同意決定)

報告第1号 令和2年度網走市一般会計補正予算
に係る専決処分の報告について
(報告承認)

報告第2号 令和3年度網走市一般会計補正予算
に係る専決処分の報告について
(同)

報告第3号 網走市税条例等の一部を改正する条
例制定に係る専決処分の報告につい
て(同)

報告第4号 網走市都市計画税条例の一部を改正
する条例制定に係る専決処分の報告
について(同)

○出席議員(16名)

石垣直樹

井戸達也

小田部照

金兵智則

川原田英世

工藤英治

栗田政男

近藤憲治

澤谷淳子

立崎聡一

永本浩子

平賀貴幸

古田純也

松浦敏司

村椿敏章

山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一

副市長 後藤利博

企画総務部長 秋葉孝博

市民環境部長 武田浩一

健康福祉部長 桶屋盛樹

観光商工部長 伊倉直樹

建設港湾部長 吉田憲弘

水道部長 柏木弦

庁舎整備推進室長 立花学

企画調整課長 佐々木司

総務防災課長 田邊雄三

財政課長 古田孝仁

教育長 岩永雅浩

学校教育部長 田口徹

社会教育部長 吉村学

○事務局職員

事務局 長	林 幸 一
次 長	石 井 公 晶
総務議事係長	法師人 絵 理
総務議事係主査	寺 尾 昌 樹
係	早 湊 由 樹

午前9時59分開会

○井戸達也議長 おはようございます。

ただいまから、令和3年網走市議会第2回臨時会を開会します。

○井戸達也議長 本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、立崎聡一議員、澤谷淳子議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 次に、諸般の報告は既に印刷してお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

まず、議会運営委員長から、本臨時会の会期及び運営に関する諸般の事項について、発議を求めます。

近藤憲治議会運営委員長。

○近藤憲治議員 ー登壇ー 本年、第2回臨時会の運営に関する諸般の事項を協議するため、去る4月23日に議会運営委員会を開催いたしましたので、ここにその結果を御報告申し上げ、あわせて会期の決定に関する動議の提出に代えますとともに、今議会の運営に関する諸般の事項につきましても、議員皆様の御了承と御決定を賜りたいと存じます。

まず、議会運営委員会当日におきます本臨時会の付議予定案件は、議案6件、報告4件、その他会議に付すべき事件2件の合わせて12件であります。

以上のような案件と状況から判断いたしまして、会期は本日1日とすることがよろしいということになった次第であります。

どうか本会議におきましても、議運の決定どおり

御了承と御決定を賜り、議事を進められますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 ただいま、議会運営委員長から報告と発議がありましたが、そのとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本臨時会の会期は本日1日とし、運営に関する諸般の事項につきましても、発議のとおり決定しました。

なお、本日の議事日程は、あらかじめ議会運営委員会で決定のありました内容をもって印刷して配付しておりますから、それによって承知願います。

○井戸達也議長 次に、日程第2、議席の一部変更についてを議題とします。

本件は、議席の一部を変更しようとするものであります。

お諮りします。

議席をお手元に配付の議席図のとおり変更したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように決定をいたします。

ここで、議席の移動を行いますので、暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時03分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

○井戸達也議長 それでは、ここで開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 令和3年第2回臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、時節柄何かと御多用の中、御参集をいただき、御審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、4月23日に市内の飲食店において、初の集団感染事例の発生が確認をされ、また、4月25日に小学校と高校の児童生徒からPCR検査による陽性が判明したため、小学校では学校閉鎖と高校では学級の臨時休業の措置が講じられているところですが、児童生徒のその御家族、教職員の感染への不安

解消として、抗原定量検査を無料で実施するなどの必要な対応をしているところでもあります。

北海道によると、感染者は無症状、軽症とのことですが、感染された方々の一日も早い回復を願っているところでもあります。

市民の皆様には改めて、マスクの着用、3密の回避、手洗い・消毒、ソーシャルディスタンスの確保、黙食、新北海道スタイルを実践していただくなど、感染拡大防止に御協力を賜りますようお願いをいたします。

また、事業者の皆様におかれましては、感染拡大予防ガイドラインの厳守、新北海道スタイルの実践など徹底した感染防止対策を講じていただきますようお願いをいたします。

今回のクラスター発生に伴い不安なお気持ちもあるかと存じますが、不確実な情報に惑わされ感染者御本人そしてその御家族、クラスターが発生した店舗への不当な差別や偏見、いじめ、誹謗中傷などを決して行うことなく、北海道や網走市が発信する公式な情報に基づき、冷静に行動されますようお願いをいたします。

さて、本臨時会に御提案を申し上げております案件は、新型コロナウイルス感染症対策・対応事業として、65歳以上の高齢者を対象とする感染症検査の助成に関する経費、地域の消費喚起事業、宿泊施設利用促進事業への補助金、外国人観光客の利用が激減している観光施設等の事業者への支援金に係る経費、スクールバスの密集対策事業に係る経費の追加を主な内容とする一般会計補正予算と新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給に係る経費の追加をする国民健康保険特別会計補正予算のほか、国民健康保険条例及び介護保険条例の一部改正並びに補正予算及び網走市税条例等の改正に係る専決処分の報告についてであります。

議案の細部につきましては、後ほど担当者から御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たっての御挨拶といたします。

○井戸達也議長 次に、日程第3、議案第1号から議案第4号まで及び報告第1号から報告第4号までの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 ー登壇ー ただいま御上

程いただきました議案第1号、議案第2号及び報告第1号から報告第4号までにつきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の令和3年度網走市各会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案資料1ページ、資料1号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計では7,933万8,000円を追加、国民健康保険特別会計では170万8,000円を追加しようとするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、各会計議案の第1表に記載のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りしております事項別明細書、5ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には特定財源の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただきますこと御了承いただきたいと存じます。

初めに、議会費の政務活動費交付金では、新型コロナウイルス感染症による地域経済の状況を鑑み192万円の減でございます。

衛生費の健康管理費、新型コロナウイルス感染症検査事業では、国の補正予算及び臨時交付金を活用し、抗原検査に係る経費として408万8,000円の追加でございます。

商工費の商工振興費、地域消費喚起対策事業補助金では、臨時交付金を活用し、消費喚起事業への補助金として1,000万円の追加でございます。

同じく、観光振興費では、臨時交付金を活用し、インバウンド受入施設等への支援金として3,800万円の追加、その下、緊急宿泊施設利用促進事業では、宿泊助成に係る経費として1,300万円の追加でございます。

教育費の教育委員会費、スクールバス密集対策事業では、臨時交付金を活用し、スクールバスの増便に係る経費として1,617万円の追加でございます。

以上が、令和3年度網走市一般会計補正予算の内容でございますが、今回の補正に係る一般財源所要額につきましては、地方交付税で192万円を減額しようとするものでございます。

次に、国民健康保険特別会計を御説明申し上げます。

11ページを御覧願います。

保険給付費では、新型コロナウイルス感染症に係

る傷病手当金として170万8,000円の追加でございます。

以上が、令和3年度網走市各会計補正予算の内容でございます。

次に、報告第1号令和2年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

議案の報告第1号及び議案資料15ページ、資料5号を御覧願います。

補正予算の内容でございますが、議案の専決処分書を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算の補正で減収補填債の発行に伴い、財源を補正するもので、予算の款項の区分及び金額につきましては、第1表に記載のとおりでございます。

1枚めくっていただきまして、第2表地方債補正では、減収補填債の限度額の変更といたしまして、限度額3,360万2,000円を追加しようとするものでございます。

ただいま御説明を申し上げました報告第1号につきましては緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月26日付で専決処分をさせていただきますので、ここに御報告を申し上げ御承認をお願いするものでございます。

次に、報告第2号令和3年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

議案の報告第2号及び議案資料16ページ、資料6号を御覧願います。

補正予算の内容でございますが、議案の専決処分書を御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出予算の補正で、国の子育て世帯への特別給付金の給付に係る経費として3,200万円を追加するもので、予算の款項の区分及び金額につきましては第1表に記載のとおりでございます。

ただいま御説明を申し上げました報告第2号につきましては緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年4月15日付で専決処分をさせていただきますので、ここに御報告を申し上げ御承認をお願いするものでございます。

次に、報告第3号網走市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

議案資料17ページ、資料7号を御覧いただきたいと存じます。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部改

正に伴い当該条例の関係部分につきまして所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、1点目は、個人市民税に係る扶養親族申告書等の電子提出における要件等の改定。2点目は、軽自動車税に係る環境性能割の税率区分の変更。3点目は、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例適用申告の規定。4点目は、固定資産税に係る土地の負担調整措置の延長及び令和3年度限りの据置措置の規定。5点目は、軽自動車税に係る環境性能割の臨時的軽減の延長。6点目は、軽自動車税に係る種別割グリーン化特例の規定。7点目は、個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の延長。8点目は、地方税法等の改正に伴う文言等の整理を行うものでございます。

本条例の施行期日及び経過措置につきましては、3、施行期日等に記載のとおりでございます。

次に、報告第4号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

議案資料44ページ、資料8号を御覧いただきたいと存じます。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、1点目は、土地の負担調整措置の延長及び令和3年度限りの据置措置の規定。2点目は、地方税法等の改正に伴う文言等の整理を行うものでございます。

本条例の施行期日及び経過措置につきましては、3、施行期日等に記載のとおりでございます。

ただいま御説明を申し上げました報告第3号及び報告第4号につきましては、緊急を要することから地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分をさせていただきますので、ここに御報告を申し上げ御承認をお願いするものでございます。

以上、議案第1号、議案第2号及び報告第1号から報告第4号までにつきまして一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 一登壇 ただいま御上程いただきました議案第3号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を御説明申し上げます。

議案資料の12ページ、資料2号を御覧いただきたいと存じます。

条例改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険料の減免に係る特例の延長及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の改正を行うため、当該条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、被保険者等が新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等の減免の特例について、減免の対象年度が令和3年度分まで、納期限が令和4年3月31日までに延長されたことから期間の改正を行うものであります。

また、改正法により引用していた新型コロナウイルス感染症の定義規定が削除されたことから、国が示す定義への文言改正を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の附則第7条の規定は令和3年4月1日から適用するものであります。

以上、議案第3号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 一登壇一 ただいま御上程をいただきました議案第4号網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定につきまして、御説明を申し上げます。

議案資料14ページ、資料3号を御覧願います。

趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により第1号被保険者における介護保険料の減免に係る特例の延長に伴う規定の改正を行う必要があるため、当該条例の所要の改正を行うものであります。

内容でございますが、収入の減少など新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第1号被保険者の介護保険料につきましては、減免申請期限にかかわらず減免することができる特例の規定がありますが、このたび減免の対象となる年度が令和3年度まで、また納期限が令和4年3月31日まで延長されたため所要の改正を行うものであります。

施行期日でございますが、公布の日から施行し、改正後の網走市介護保険条例附則第8条の規定につきましては令和3年4月1日から適用しようとするものであります。

以上、議案第4号につきまして御説明を申し上げ

ましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 以上で、議案の提案理由の説明を終わります。

なお、ただいま提出されました案件につきましては、議会運営委員会の決定に基づき、直ちに議事を進めることとし、大綱質疑を行います。

大綱質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大綱質疑なしと認めます。

それでは、ただいま上程されました案件につきましては、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、所管の各常任委員会に付託の上、会期中に審査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定しました。

○井戸達也議長 次に、日程第4、議案第5号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

立崎聡一議員。

○立崎聡一議員 一登壇一 網走市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する規則制定についての提案理由の説明を申し上げます。

ただいま御上程いただきました議案第5号網走市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について、提出者を代表し提案理由の御説明を申し上げます。

資料4号をあわせて御覧いただきたいと思えます。

改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症による厳しい地域経済の状況を鑑み、令和3年度における政務活動費の年額交付額を減額することとして、本条例の所要の改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、本条例第4条において規定する網走市議会における会派の所属議員1人当たりの政務活動費交付額年額24万円を令和3年度に限り半額の12万円に減額することとして、附則に特例事項を規定するものであります。

なお、この条例は令和3年5月1日から施行しようとするものであります。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○井戸達也議長 ただいま上程されました議案第5号は議会運営委員会の決定に基づき、直ちに議事を進めることにいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、上程中の議案第5号を採決いたします。

上程中の議案第5号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○井戸達也議長 ここで、各常任委員会等を開催する必要がありますので、暫時休憩します。

再開は追って予鈴をもってお知らせしますから、承知願います。

午前10時26分休憩

午前10時39分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既に印刷してお手元に配付のとおり、本臨時会の付議事件として委員会審査報告案8件を追加しておりますので、承知願います。

次に、議事日程第1号の追加について、お諮りします。

既に印刷してお手元に配付のとおり、委員会審査報告案8件が提出されておりますので、議事日程第1号の追加のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、お手元に配付の議事日程第1号の追加のとおり決定されました。

○井戸達也議長 次に、日程第5、委員会審査報告案8件、議案第1号から議案第4号まで及び報告第1号から報告第4号までを一括して議題とします。

本件は、休憩前の本会議において、関係委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会、立崎聡一委員長。

○立崎聡一議員 ー登壇ー 今臨時会において、総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、報告第1号令和2年度一般会計補正予算に係る専決処分の報告について、報告第3号網走市税条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について、報告第4号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の報告の合わせて4件であります。

本件につきましては、先ほどの本会議におきまして当委員会に付託され、休憩中に開催しました当委員会において審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号、報告第1号、報告第3号及び報告第4号の4件につきましては、いずれも委員全員の一致により議案は原案可決すべきものと、報告は報告承認すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果でございます。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員会の審査報告といたします。

○井戸達也議長 次に、文教民生委員会、永本浩子委員長。

○永本浩子議員 ー登壇ー 本臨時会において、文教民生委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第2号令和3年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第4号網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について、報告第2号令和3年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告についての合わせて5件であります。

本件につきましては、先ほどの本会議におきまして当委員会に付託され、休憩中に開催いたしました当委員会において審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号から議案第4号まで及び報告第2号の5件につきましては、いずれも委員全員の一致により、議案は原案可決すべきものと、報告は報告承認すべきものと決定

したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果でございます。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、各委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、一括して採決を行います。

お諮りします。

上程中の議案第1号から議案第4号まで及び報告第1号から報告第4号までの8件につきましては、各委員長の報告のとおり議案は可決することに、また報告は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号まで及び報告第1号から報告第4号までの8件は、各委員長の報告のとおりいずれも議案は可決、報告は承認されました。

○井戸達也議長 次に、日程第6、議案第6号網走市固定資産評価員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 議案第6号網走市固定資産評価員の選任についてであります。本市固定資産評価員の高橋勉は、令和3年4月27日をもって解任いたしましたので、その後任者として清杉利明を選任いたしたく、地方税法第104条第2項の規定により、本市議会の御同意をお願いするものであります。

どうぞよろしく願いいたします。

○井戸達也議長 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、採決いたします。

それでは、お諮りします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案に同意することに決定いたしました。

○井戸達也議長 以上で、本臨時会の付議事件は全て終了しました。

これをもちまして、令和3年網走市議会第2回臨時会を閉会します。

大変御苦労さまでした。

午前10時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井戸達也

署名議員 立崎聡一

署名議員 澤谷淳子